

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 証券取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年9月13日

【事業年度】 第91期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

【会社名】 日本農産工業株式会社

【英訳名】 Nosan Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 堀 尾 守

【本店の所在の場所】 横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号

【電話番号】 045(224)3700

【事務連絡者氏名】 業務推進部長 山 根 恭 一

【最寄りの連絡場所】 横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号

【電話番号】 045(224)3700

【事務連絡者氏名】 業務推進部長 山 根 恭 一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

日本農産工業株式会社 関東支店
(東京都台東区上野七丁目7番6号)

日本農産工業株式会社 中部支店
(知多市北浜町13番3号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月22日に提出した第91期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部について訂正を要する箇所がありましたので、これを訂正するために有価証券報告書の訂正報告書を提出するものです。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は、__を付して表示しています。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

基本的な考え方

中略

機関構成・組織運営等に係る事項

経営体制については、取締役会、監査役会、内部監査を担当するCSR室を設けております。取締役会は取締役5名で構成されており、経営における透明性、健全性および効率性を重視しております。当社は監査役制度を採用しており、監査役会は監査役3名で構成され、うち2名が社外監査役で、1名は常勤監査役です。常勤監査役は取締役会(月1回開催)および経営会議(月2回)に常時出席し、さらには社内の各種委員会や重要な会議にも積極的に参加することにより、経営内容の実態を適時把握できる体制となっています。社外のチェックという観点からは、社外監査役2名を選任しています。また、取締役及び使用人は、著しい損失や重大なコンプライアンス違反発生の虞がある場合には、遅滞なく監査役会へ報告することとしています。

当社は社外監査役との間で、特別の利害関係はありません。なお、社外監査役のうち1名は三菱商事株式会社の執行役員であり、当社は三菱商事株式会社と営業取引関係があります。

会計監査人につきましては、新日本監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。会計監査人と監査役とは、年間予定、業務報告について年3回の定期的な打ち合わせのほか、随時情報の交換を行うことにより連携を保っています。

監査役は内部監査部門が作成する年度監査計画(年1回)、監査実施(年4回)、内部監査報告(毎月)について指導・助言を行うとともに、必要に応じて内部監査担当者との意見交換、情報交換を行うなど、内部監査部門との連携を図っています。

また社外監査役は取締役会、監査役会への出席に加えて、経営上の重要事項については、当社の当該事業所に出向き状況を確認する等、常勤監査役と連携して常に経営状況を監査する体制にあります。

業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

中略

剰余金の配当等の決定等に係る事項

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることとする旨を定款で定めています。

(訂正後)

基本的な考え方

中略

機関構成・組織運営等に係る事項

経営体制については、取締役会、監査役会、内部監査を担当するCSR室を設けております。取締役会は取締役5名で構成されており、経営における透明性、健全性および効率性を重視しております。なお、当社の取締役は8名以内とする旨を定款に定めています。また、取締役の選任決議は、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う旨、定款に定めています。当社は監査役制度を採用しており、監査役会は監査役3名で構成され、うち2名が社外監査役で、1名は常勤監査役です。常勤監査役は取締役会(月1回開催)および経営会議(月2回)に常時出席し、さらには社内の各種委員会や重要な会議にも積極的に参加することにより、経営内容の実態を適時把握できる体制となっています。社外のチェックという観点からは、社外監査役2名を選任しています。また、取締役及び使用人は、著しい損失や重大なコンプライアンス違反発生の虞がある場合には、遅滞なく監査役会へ報告することとしています。

当社は社外監査役との間で、特別の利害関係はありません。なお、社外監査役のうち1名は三菱商事株式会社の執行役員であり、当社は三菱商事株式会社と営業取引関係があります。

会計監査人につきましては、新日本監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。会計監査人と監査役とは、年間予定、業務報告について年3回の定期的な打ち合わせのほか、随時情報の交換を行うことにより連携を保っています。

監査役は内部監査部門が作成する年度監査計画(年1回)、監査実施(年4回)、内部監査報告(毎月)について指導・助言を行うとともに、必要に応じて内部監査担当者との意見交換、情報交換を行うなど、内部監査部門との連携を図っています。

また社外監査役は取締役会、監査役会への出席に加えて、経営上の重要事項については、当社の当該事業所に出向き状況を確認する等、常勤監査役と連携して常に経営状況を監査する体制にあります。

業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

中略

取締役会にて決議できる株主総会決議事項

当社は、株主の皆様への機動的な利益還元ができるよう、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることとする旨を定款で定めています。

また、期待される役割を充分発揮できることを目的として、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)および監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる旨を定款で定めています。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営のために、会社法第309条第2項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う旨、定款に定めています。